

主な医療機関, 高齢者・障がい者施設等向けの支援メニュー

福岡市独自支援策

医療関係者への特別給付金

(1医療機関あたり 5万円~600万円)

医療

【市】保健福祉局地域医療課
092-711-4264

感染患者入院受け入れに伴う支援

(入院患者1名につき30万円)

医療

【市】保健福祉局医療事業課
092-711-4271

介護従事者への特別給付金

(1施設あたり 15万円~150万円)

介護者が感染した要介護者の支援

(要介護者1名につき15万円)

感染者が発生した入所施設等への支援

(感染者1名につき15万円)

高齢

障がい

(高齢者関係)
【市】保健福祉局事業者指導課
092-711-4257

(障がい者関係)
【市】保健福祉局障がい福祉課
092-711-4249

休業等要請対象外施設への支援

(法人：一律15万円 個人事業主：一律10万円)

共通

【市】休業等要請外施設支援金
相談窓口
092-288-2255
9:00~18:00
(土・日・祝日含む)

福祉系融資

(独) 福祉医療機構の融資

(医療関係施設・福祉関係施設への
無担保, 無利子融資)

医療

高齢

障がい

(独) 福祉医療機構 大阪支店

(医療関係施設)
医療審査課 06-6252-0219

(福祉関係施設)
福祉審査課 06-6252-0216

事業者向け支援ダイヤル

(利用可能と思われる支援策の概要説明と問合せ
先を電話で案内)

共通

【市】事業者向け支援ダイヤル
092-401-0038
平日9:00~18:00

相談窓口

事業者向け共同相談窓口

(福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口)

共通

福岡商工会議所
092-441-2161, 092-441-2162
平日9:00~17:00(12~13時除く)

※このほかの支援メニューについては、次ページ以降をご参照ください。

5月29日現在の情報です。各支援策の詳細・最新情報は問合せ先ホームページ等をご確認ください。

医療機関、高齢者・障がい者施設等が利用できる支援メニュー

令和2年5月29日現在の情報です。今後変更になる可能性がありますので、詳細・最新情報は各問合せ先のホームページ等でご確認ください。

(凡例) 各機関向け： 医療 高齢 障がい 事業者向け： 共通

	支援制度	概要	問合せ先等
福岡市独自支援策	1 医療関係者への特別給付金 医療	●市内の医療機関に対し、1医療機関あたり5万円から600万円を給付（施設が医療関係者へ支給）	【市】保健福祉局地域医療課 092-711-4264
	2 福岡市民の感染患者の入院受入に伴う医療機関への支援 医療	●入院患者1名につき30万円	【市】保健福祉局医療事業課 092-711-4271
	3 高齢者・障がい者介護従事職員への特別給付金 高齢 障がい	●緊急事態宣言期間において高齢者や障がい者を介護していただいている市内の施設等の従事職員へ給付 ●1施設あたり15万円から150万円を給付（施設が各従事者へ支給） 6月26日受付終了	(高齢者関係) 【市】保健福祉局事業者指導課 092-711-4257
	4 介護者が感染した要介護の高齢者・障がい者の支援 高齢 障がい	●介護者が感染した場合、自宅に残された要介護の濃厚接触者等の自宅を訪問し、介護を行う事業所の従事者へ給付 ●要介護者1名につき15万円（施設が各従事者へ支給）	(障がい者関係) 【市】保健福祉局障がい福祉課 092-711-4249
	5 感染者が発生した高齢者・障がい者の入所施設等への支援 高齢 障がい	●入所者が感染し、入院が決まるまでの間等に、施設内で介護を行う施設の従事者へ給付 ●感染者1名につき15万円（施設が各従事者へ支給）	
給付金（もらえる）	6 市民生活に必要なサービスを安全に提供する休業等要請対象外施設への支援 共通	●支給額 法人：一律15万円，個人事業主：一律10万円 ※期間中1回 ●令和2年1月～5月の期間のうち、ひと月の売上が、前年同月比で30%以上減少している月がある者等要件あり。 ●申請期間：5/25～7/31 7月31日受付終了 ●原則オンラインでの申請 https://fukuoka-kinkyu.jp/kyugyou-etc/index.html	【市】休業等要請外施設支援金相談窓口（専用ダイヤル） 092-288-2255 9：00～18：00 (土・日・祝日含む毎日)
	7 持続化給付金 共通	●支給額 中小法人等：200万円，個人事業者等：100万円（昨年1年間の売上からの減少分が上限） ●売上が前年同月比50%以上減少した事業者 ●オンライン申請（電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設中） https://www.jizokuka-kyufu.jp/	【国】持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 8:30～19:00 (5月、6月は土日祝日対応)
	8 福岡県持続化緊急支援金 共通	●支給額 法人：50万円，個人事業者：25万円（昨年1年間の売上からの減少分が上限） ●売上が前年同月比30%以上50%未満減少した事業者 ●オンライン申請（電子申請を行うことが困難な方のために、「申請支援窓口」を開設中） https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinkyushienkin.html	【県】持続化緊急支援金相談窓口 0570-094894 平日9:00～17:00 (5月・6月は土日祝日対応)
	9 雇用調整助成金 共通	●一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部を事業主へ助成 ●福岡助成金センターへ原則郵送で申請。（窓口での相談は要予約）	【国】福岡労働局 助成金センター 092-411-4701 平日8:30～17:15 (土日祝、年末年始除く) 【国】雇用助成金コールセンター 0120-154-505 9:00～21:00 (土日祝も対応)
10 小学校休業等対応助成金 共通	●小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話のために従業員を休業させた事業主への支援 ●学校等休業助成金・支援金受付センターへ郵送で申請 9月30日受付終了	【国】学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00 (土日祝も対応)	

	支援制度	概要	問合せ先等
融 資 （ か り る ）	1 3年間無利子無担保、保証料ゼロ「新型コロナウイルス感染症対応資金」	<p>●対象者：以下①～③のいずれか認定を受けた方</p> <p>①セーフティネット保証4号（売上高▲20%以上）</p> <p>②危機関連保証（売上高▲15%以上）</p> <p>③セーフティネット保証5号（売上高▲5%以上※一部を除く。）</p> <p>●限度額：3,000万円</p> <p>●融資期間：10年以内（据置5年以内）</p>	<p>【市】福岡市中小企業サポートセンター（経済観光文化局 経営支援課） 福岡商工会議所ビル2階 TEL：092-441-2171 FAX：092-441-3211 https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/index.html</p>
	2 経営安定化特別資金（特例枠）	<p>●対象者：セーフティネット保証の認定を受けた方（1号～8号、危機関連保証）で要件を満たす方</p> <p>●限度額：1億円</p> <p>●融資期間：10年以内（据置2年以内）</p>	<p>●取扱金融機関 （お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。）</p>
	3 福岡県緊急経済対策資金	<p>●対象者：市町村にて以下のいずれかの認定を受けた方</p> <p>(1) セーフティネット保証4号</p> <p>(2) 危機関連保証</p> <p>(3) セーフティネット保証5号</p> <p>●限度額：1億円</p> <p>●融資期間：10年以内（据置2年以内）</p>	<p>【県】経営相談窓口 0120-567-179 9:00～17:00（土日祝対応） https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html</p>
	4 福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」	<p>●対象者：市町村にて以下のいずれかの認定を受けた方</p> <p>(1) セーフティネット保証4号</p> <p>(2) 危機関連保証</p> <p>(3) セーフティネット保証5号</p> <p>●限度額：3,000万円</p> <p>●融資期間：10年以内（据置5年以内）</p>	
	5 日本政策金融公庫の融資	<p>・新型コロナウイルス感染症特別貸付・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>・新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付</p> <p>・マル経融資（小規模事業者経営改善資金）</p> <p>・セーフティネット貸付 など</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日9:00～17:00） https://www.jfc.go.jp/</p>
	6 商工組合中央金庫の融資	<p>●新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>●詳しくは、商工組合中央金庫のホームページを参照 https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html</p>	<p>商工組合中央金庫相談窓口 ○制度のご案内や初めての方 0120-542-711（平日、休日(土・日・祝)9:00～17:00） ○既にご融資のある方 平日 092-712-6551（福岡支店） 休日(土・日・祝) 0120-542-711</p>
	7 (独) 福祉医療機構の融資	<p>●医療関係施設、福祉関係施設への無担保、無利子融資</p>	<p>(独) 福祉医療機構 大阪支店 (医療関係施設) 医療審査課 06-6252-0219 (福祉関係施設) 福祉審査課 06-6252-0216 https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/</p>
<p>【セーフティネット保証等の認定申請をされる皆さまへ】</p> <p>■ご申請は、原則以下の方法でお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご郵送（事前にオンライン受付が必要） ・一部金融機関での代理申請（金融機関の窓口で申請が可能） <p>■ただし、以下は従来どおり福岡市中小企業サポートセンターの融資窓口へお越しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証5号 ・運用緩和（セーフティネット保証4号・危機関連保証の内、創業1年1か月未満、店舗拡大等） <p>※申請方法など詳しくは、福岡市中小企業サポートセンターのホームページをご確認ください。</p>			<p>注) 金融機関での市融資メニューを利用するためには、市が発行する認定書が必要です。</p>

	支援制度	概要	問合せ先等
猶予等	1 国税の納付の猶予（特例） 	●令和2年2月1日から令和3年1月31日に納付期限が到来する国税，県税，市税 ●猶予期間：1年間 ●延滞金：免除	【国】国税局猶予相談センター （福岡国税局） 0120-782-538 平日8:30～17:00
	2 県税の納付の猶予（特例） 	●対象者：以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別，規模は問わず） ①新型コロナウイルスの影響により，令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において，事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納付し，又は納入を行うことが困難であること。	【県】各県税事務所 ※詳しくは，福岡県のホームページをご覧ください。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shozaichi.html
	3 市税の納付の猶予（特例） 		【市】各区納税課または市役所特別滞納整理課
	4 各種税の申告期限等の延長 	国税の申告及び納付期限について延長	【国】各税務署 ※詳しくは，国税庁のホームページをご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm
		県税の申告及び納付期限について延長	【県】各県税事務所 ※詳しくは，福岡県のホームページをご覧ください。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/korona-kigen-enchou.html
法人市民税の申告期限等の延長		【市】財政局法人税務課 092-711-4194	
事業所税の申告期限等の延長		【市】財政局資産課税課 092-711-4195	
5 厚生年金保険料などの納付猶予 	厚生年金保険料などの納付猶予など	（厚生年金保険料） 【国】各年金事務所 （健康保険料） ○協会健保加入は各年金事務所 ○健康保険組合加入は組合 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10382.html	
相談	1 医療・介護従事者向けの専門電話相談   	医療・介護従事者向けの専用ダイヤルを設置し，精神科医・臨床心理士等による心のケアを実施	【市】新型コロナウイルス感染症関連 医療・介護従事者専門電話相談 092-737-8829 （月・水・金の平日 10時～17時）
	2 事業者向け支援ダイヤル 	事業者の業種等に応じて利用可能と思われる支援策の概要と問い合わせ先をご案内（電話での相談）	【市】事業者向け支援ダイヤル 092-401-0038 （平日9時～18時）
	3 事業者向け共同相談窓口 	●事業者の業種等に応じて利用可能と思われる支援策の概要と問い合わせ先をご案内（対面での相談） ●中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家による相談は要事前予約。 ●開設場所：福岡商工会議所ビル内会議室（総合受付3階）	福岡商工会議所 ○地域支援第一グループ（東・博多・南区担当） 092-441-2161 ○地域支援第二グループ（中央・城南・早良・西区担当） 092-441-2162 ○平日9時～17時（12～13時除く。）
その他	1 看護職員の無料職業紹介事業   	医療機関等からの相談に応じ，福岡県ナースセンターに求職登録をしている看護職員が代替職員として就業可能であるか確認 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kangokakuh-o-fukuokanc.html	【県】福岡県ナースセンター 月曜日から金曜日（土，日，祝は休み） 午前10時～12時，13時～16時 福岡サテライト：092-407-8709
	2 ドクターバンク事業   	（公社）福岡県医師会による無料の医師の職業紹介 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/drbank.html	（公社）福岡県医師会ドクターバンク係 092-431-4564